

お客さま 各位

山梨信用金庫

当座勘定規定等の一部改定について

平素は、山梨信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

今般、電子交換所への移行に伴い、当座勘定規定等の一部を改定いたします。改定内容につきましては下記をご覧ください。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

1. 対象となる預金規定

- 当座勘定規定
- 約束手形用法・為替手形用法・小切手用法

2. 改定内容

(1) 当座勘定規定

①第7. 8. 17条に以下の条項を追加します。

第7条（手形、小切手の支払）

(2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。

第8条（手形、小切手用紙）

- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあった場合には、直ちに当金庫宛に連絡してください。
- (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当金庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当金庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

第17条（印鑑照合等） (1) の印影または署名、(2) の使用された用紙の後に、以下の文章を追加します。

（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）

②第29条（個人信用情報センターへの登録）を削除します。

(2) 約束手形用法・為替手形用法・小切手用法

- ①電子交換所システムの仕様を踏まえて、4. (2) (3) (為替手形は5. (2) (3)) に下線部分を追加します。

4. (2) 金額をアラビア数字（算用数字、1、2、3……）で記入するときは、チェックライターを使用し、金額の頭には「¥」を、その終わりには「※」、「★」などの終止符号を印字するほか、3桁ごとに「，」を印字してください。
なお、文字による複記はしないでください。
(3) 金額を文字で記入するときは、文字の間をつめ、下表の文字一覧のとおり改ざんしにくい文字を使用し、金額の頭には「金」を、その終わりには「円」を記入してください。また、崩し字は使用せず、楷書で丁寧に記入してください。

- ②電子交換所システムの OCR 読取精度を高めるため、4. (4) 、5. 6. (為替手形は5. (4) 、6.) に下線部分を追加します。

4. (4) 金額欄には、第2項または第3項に掲げる事項以外の記入は一切行わないでください。特になつ印や金額の複記が金額欄に重なることがないようにしてください。
5. 金額を誤記されたときは、訂正しないで新しい手形用紙を使用してください。金額以外の記載事項を訂正するときは、訂正箇所にお届け印をなつ印してください。ただし、訂正の記載やなつ印が、金額欄、金庫名、QRコード欄に重なることがないようにしてください。
6. 手形用紙の右上辺、右辺ならびに下辺（クリアーバンド）などの余白部分（下図斜線部分）は使用しないでください。また、記名なつ印や金額の複記その他の記載がQRコード欄に重なることがないようにしてください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1			2				3		4			5		6		7			8		9		10		
漢數字	壹	弍	弍	弍	弍	貳	貳	參	參	四	泗	肆	五	伍	六	陸	七	漆	質	八	捌	九	玖	拾	什	
100			1,000				10,000																			
百			陌		佰		千		仟		阡		万		萬											

〈その他〉金、円、圓（円の異体字）、億

2. 改定日

令和4年11月4日（金）

以上